

本項諸君の病に多し中道 解社ノ場在ハ一社立ノ見込ニ依
リ同對リ此ノ支給スルニトアルヘシ。

但シ是ノ場在リ支給ノ限リニテス

ハ 壯健ニシテ定休日ヲ除キ一ヶ月中五日以上休業ス

ル者

(四) 病ニ事業ヲ失散ノメテ 廢業ノ巴リナキニ至ルハ陽
令。

退社手当。 二病ノメテ病ニ堪ヘズシテ 返致ス場在ハ一

ヶ月以上ノ勤続者ニ限リ 葬務ノ積立ヲ考酌シ金

三ヶ月以上五ヶ月未満ノ手当ス

但シ葬忙期間中ニ給付ノ事由ニ認メザル限リ 返致
スル下ノ限付ルモノトス。